

第137号議案

島根県水防協議会条例の一部を改正する条例

島根県水防協議会条例（昭和24年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「15人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。